

公告第1号

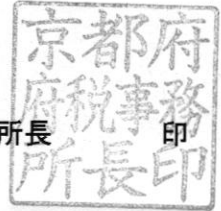
公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年6月2日

京都府府税事務所長



記

送達する書類	送達を受けるべき者の 氏名又は名称	備 考
地方税法の規定により送達する書類	田儀 正和	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社 RYM	
地方税法の規定により送達する書類	山本 樹	
地方税法の規定により送達する書類	隅田 隆司	
地方税法の規定により送達する書類	木俣 良介	
	以下余白	